

県教育委員会が行ってきた主な不祥事根絶対策

千葉県教育庁教育振興部教職員課

千葉県教育委員会は、「教育立県ちば」の根幹でもある教職員、児童生徒、保護者の信頼関係がより良きものとなるよう、不祥事根絶に向けて取り組んでいます。

- 1 リーフレットを毎年作成して、全教職員に配布
 - ・平成27年12月、「わいせつ・セクハラ防止リーフレット」を配布。
 - ・平成29年3月、「個人情報紛失事故根絶リーフレット」を配布。
 - ・平成30年3月、不祥事根絶に係る啓発リーフレット「大切な信頼を守るために Vol 2」を配布。
- 2 各教育事務所を単位とした「不祥事根絶協議会」の開催
最近の不祥事の発生状況と対策について、各教育事務所管内の市町村教育委員会人事担当課長と協議した。
- 3 教育事務所管理課長等会議
毎月、管理課長会議において、不祥事の実態を説明し、各市町村教委への指導を依頼した。
- 4 セクハラ・体罰実態調査の実施と相談窓口の周知
 - ・平成29年12月、調査実施の通知。
 - ・平成30年6月、平成29年度セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果を送付し、各学校のハラスメントの未然防止等の取組の参考として活用するよう通知。
- 5 不祥事防止対策委員会の開催
 - ・不祥事根絶リーフレットの検討。
 - ・不祥事の事例分析結果のフィードバック資料の検討。
 - ・不祥事根絶に向けた施策の検討、協議等。
- 6 臨時的任用職員に対する研修
県立学校については、4月に実施。
市町村立学校については、各教育事務所の計画により実施。平成29年度 17回実施
- 7 各学校におけるモラルアップ委員会の活用
 - ・各学校において、モラルアップ委員会が中心となる職員参加型の研修会を継続的に実施し、不祥事に対する教職員の当事者意識を高める指導の徹底を図るよう指導。
 - ・県立学校については、代表者会議を毎年度11月に実施。
- 8 各種研修会での不祥事防止についての講話等
初任者研修会、事務職員研修会、管理運営研修会、校長会議、副校長・教頭会議、体育主任研修会等で実施。
- 9 学校訪問の実施
不祥事防止に係る指導。

学校職員の懲戒処分件数（県立学校事務職員及び監督責任を除く）

平成30年9月12日現在

年度	所属 項目	公立小・中学校				県立高校				公立特別支援				合計			
		体罰	セクハラ わいせつ	その他	合計	体罰	セクハラ わいせつ	その他	合計	体罰	セクハラ わいせつ	その他	合計	体罰	セクハラ わいせつ	その他	合計
30	免職			2	2				0				0	0	0	2	2
	停職			2	2				0				0	0	0	2	2
	減給				0				0				0	0	0	0	0
	戒告			1	1			1	1				0	0	0	2	2
	計	0	0	5	5	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	6	6
29	免職		5		5		4		4			1	1	0	9	1	10
	停職		1	1	2			2	2				0	0	1	3	4
	減給				0		1	4	5				0	0	1	4	5
	戒告			1	1			1	1				0	0	0	2	2
	計	0	6	2	8	0	5	7	12	0	0	1	1	0	11	10	21
28	免職		3		3				0				0	0	3	0	3
	停職	1		1	2				0				0	1	0	1	2
	減給			2	2				0				0	0	0	2	2
	戒告			4	4				0				0	0	0	4	4
	計	1	3	7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	7	11
27	免職		4	2	6		2	1	3				0	0	6	3	9
	停職		1	1	2	1	3	1	5		1	1	2	1	5	3	9
	減給			1	1			3	3				0	0	0	4	4
	戒告			4	4				0				0	0	0	4	4
	計	0	5	8	13	1	5	5	11	0	1	1	2	1	11	14	26
26	免職		1	2	3		1		1		1		1	0	3	2	5
	停職			1	1		1	1	2				0	0	1	2	3
	減給	1			1			1	1			1	1	1	0	2	3
	戒告				0			2	2				0	0	0	2	2
	計	1	1	3	5	0	2	4	6	0	1	1	2	1	4	8	13

大切な信頼を守るために

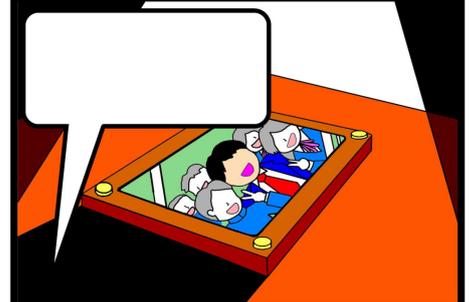
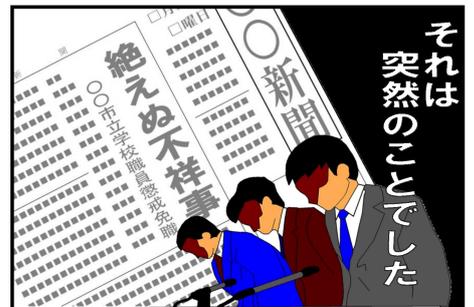
Vol. 2

情熱

誇り

使命

もしもあなたが不祥事を起こしたら
学校には、家庭には、どんな影響を
与えると思いますか？



「教育立県ちば」は信頼が土台です

千葉県教育委員会
平成30年3月

※あなたは吹き出しにどんな言葉をいれますか？

ぜったいにゆるさない！ STOP!

教職員の不祥事根絶に向けて



I わいせつ・セクハラ行為を根絶するために！

わいせつ・セクハラ行為がもたらす重大な影響

- ① 被害を受けた児童生徒の心身に、深刻な傷を残し、影響を及ぼす。
 - ② 学校や教職員が社会的信用を失う。
 - ③ 自分が関わっている児童生徒、教職員、保護者の信頼を失う。
 - ④ 自身の家庭が、さまざまな社会的制裁を受ける。
- ※保護者や同僚に対してのわいせつ・セクハラ行為も、重大な信用失墜行為です。



こんな場面はありませんか？

わいせつ・セクハラ行為に至る予兆

- 児童生徒に対しての不適切なやりとり (メール、SNS等)
- 一対一で児童生徒との対応
- 目の届かない場所での個別指導
- 校外で生徒と個別に面会
- 不必要な身体への接触
- 児童生徒の自家用車への同乗
- 児童生徒への不適切な恋愛感情 他



わいせつ・セクハラ根絶対策は？

「千葉県教育委員会HP」を
活用ください！！

- 「教職員関係」
 - 「教職員の服務」
 - 「教育委員会におけるセクハラ対策」
 - 学校からセクハラをなくすために
 - セクハラ相談窓口
 - セクハラ相談マニュアル
 - セクハラ防止についての指針 他
- ※学校からわいせつ・セクハラ行為を根絶するための資料を掲載しています。

★わいせつ・セクハラ行為を未然に防ぐため、教職員が留意すべき点

- ① 児童生徒の行動や言動に普段から気を配り、変わった様子があれば、いち早く気付けるようにする。(必ず複数の教職員で対応する。)
 - ② 相談に来た児童生徒の話を、さえぎらず親身になって聞く。
 - ③ 児童生徒の相談は、組織として情報共有し、対応する。
 - ④ 児童生徒、保護者や同僚の人格を尊重し、相手の身になって考える。
- ※児童生徒に対して、わいせつ行為を行った職員は、「免職」としています。



II 体罰を根絶するために！

「体罰」による事故は、部活動中や生徒指導中に多く発生しています。原因として、「心に余裕がなく、結果を急ぐ」、「組織的な指導体制がない」等が挙げられます。「体罰」は、指導力の欠如が招くともいえます。児童生徒への指導の際は、人権意識を持ち、冷静かつ適切な対応を心掛けることが大切です。



★体罰を未然に防ぐため、教職員が留意すべき点

- ① 体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であり、教育効果はないという認識を持つ。
- ② 多様な児童生徒に対する指導方法を身につける。
- ③ 生徒指導は、組織で対応し、個人任せにしない。
- ④ 指導する児童生徒に「原因」を求めずに、怒りに任せた指導を行わない。(怒りのコントロール)

体罰根絶対策は？

「千葉県教育委員会HP」を
活用ください！！

- 「教職員関係」
 - 「教職員の服務」
 - 「教職員向け情報 (サービス関係)」 (H26リーフレット)
- 「体罰なんかいらない！」

※体罰により、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合は、「免職」。傷害を負わせた場合は、「停職」「減給」又は「戒告」。常習的、又は態様が悪質な場合は、「免職」又は「停職」としています。

Ⅲ 個人情報紛失・漏えいを根絶するために！

個人情報紛失・漏えい事故に至る危険な状況

- ①私物のUSBメモリに成績データを記録している。
- ②成績処理等で児童生徒の個人情報を校外に持ち出している。
- ③電子媒体にパスワード設定をしていない。
- ④帰宅時に、荷物を車内に残したまま、どこかに立ち寄ることがある。
- ⑤過去の児童生徒の記録を、懐かしさから手元に残している。
- ⑥「校内ならばなくなる」と油断し、個人情報を漫然と扱っている。
- ⑦児童生徒の名簿等を、安易にコピーして活用している。
- ⑧個人情報を含む資料等を、鍵のかからない場所に保管している。

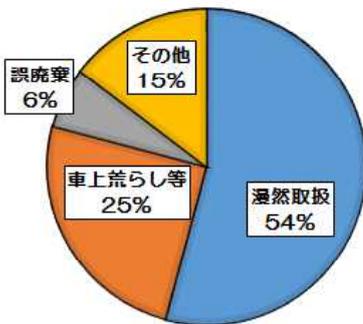
※1つでも当てはまるものがあれば、危険信号です！



※児童生徒等に係る重要な個人情報を重大な過失により、紛失し又は盗難にあった場合、「減給」又は「戒告」としています。

個人情報紛失事故の原因

(平成26年度～29年度2月末現在)



※情報紛失事故の原因の約半数は、大切な情報を「漫然と取り扱う」ことによるものです。

※『その他』の内訳は、校内の保管場所からの紛失などです。

※最近の事故例として、紙媒体の情報紛失（児童生徒名簿、就学支援シート、健康カード等）が多数発生しています。

個人情報紛失・漏えい根絶対策は？

「千葉県教育委員会HP」を
活用ください！！

- 「教職員関係」
 - 「教職員の服務」
 - 「教職員向け情報（服務関係）」
- (H23リーフレット)
「児童生徒の個人情報を守りたい」
(H29リーフレット)
「個人情報紛失事故根絶リーフレット」

Ⅳ 飲酒運転を根絶するために！



平成19年9月19日の道路交通法改正施行により、飲酒運転は、大幅に厳罰化されました。千葉県教育委員会の「懲戒処分の指針」においても、酒酔い運転は、「免職」、酒気帯び運転は、「免職」又は「停職」としています。

○飲酒運転により、交通事故を起こした場合は、「免職」としています。

○飲酒運転による事故は、保険対象外となり、数億円という高額な支払いをする場合があります。

飲酒運転と罰則		行政処分	刑事処分
酒酔い運転		違反点数35点 運転免許取消処分 (欠格期間3年)	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
酒気帯び 運転	呼気中アルコール濃度 0.25mg以上	違反点数25点 運転免許取消処分 (欠格期間2年)	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	呼気中アルコール濃度 0.15mg以上～0.25mg未満	違反点数13点 90日間の 運転免許停止	

※「呼気中アルコール濃度」とは、呼気1リットル中に検出されたアルコールの量。

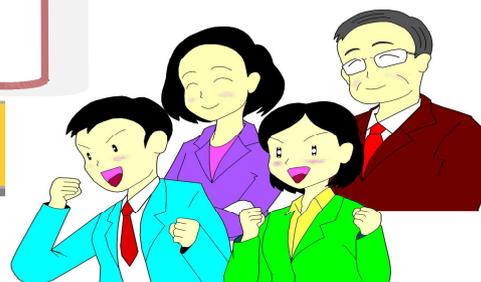
★飲酒運転を未然に防ぐため、教職員が留意すべき点

- ① 飲酒の危険性を認識し、自覚に欠けた行動を抑制すること。
- ② 少しでも飲酒したら、絶対に運転はしない。
- ③ 深夜に及ぶ飲酒は避け、翌朝の運転に注意する。
※血中アルコール濃度が完全に消失するまでの時間を踏まえ、運転するまでに十分な時間を空ける。
- ④ 飲酒する場合は、会場に車で行かない。もし車で行くことになる場合は、事前に帰宅する際の交通手段を手配し、飲酒後、車を運転することのないようにしておく。
※管理職は、飲酒を伴う機会があった場合、個々の教職員が適切な時間に飲酒を終えているか、帰宅方法は適切か、必ず確認することも大切です。

不祥事根絶のために！

あなたの職場は大丈夫？

★「チーム学校」として、不祥事を根絶できる職場となっているか、チェックしてみましょう！



- 気持ちにゆとりをもつことができる職場環境となっている。
- 気軽に相談できる同僚や管理職がいる。
- 特定の教職員に過重な負担がかかっていない。
- 教職員一人一人の長所や得意分野が活かされている。
- 力を合わせて、組織で課題を解決していく体制ができている。
- 職場に服務規律や指導のルールを守る強い意識がある。
- 孤立しがちな教職員はいない。
- 児童生徒の誤解を招くような言動をする教職員はいない。
- チェックシート等を活用し、普段から不祥事防止に取り組んでいる。
- 全教職員が、公務員として24時間求められる身分上の義務を理解している。

チェック欄

/ 10

不祥事根絶の具体策は？

平成29年度公立学校管理運営研修会（各教育事務所毎に開催している、副校長・教頭対象の研修会）の受講者が、実際に取り組んでいる対策、今後取り組む予定の対策（抜粋）を掲載します。

■参加型研修の実施

- ・「なりきり研修」の実施。不祥事に関する新聞記事の内容をもとに、被害者、当事者、同僚、当事者の家族、保護者の立場でレポートを作成する。
- ・不祥事が発生した場合の記者会見のロールプレイングを行う。教育長、校長、教頭、記者、保護者等、それぞれの違う立場の役割を、交代で担当することで、当事者意識を高めることができた。
- ・若手教職員に、どのような行為がわいせつ・セクハラ行為にあたるのか、対策まで含めて考察させる。
- ・実際の不祥事を起こした加害者と近い年代の教職員で、その事例の背景について考え、予防策を検討する。
- ・若手教職員が企画する、ボトムアップ型研修（事例研究、ロールプレイング、ディベート等）を実施する。
- ・若手教職員と生徒との会話のロールプレイングを行い、互いの意識の差を埋める。
- ・男性教職員と女子児童生徒との適切な距離感を教えていく。

■不祥事根絶を図る職場環境づくり

- ・教職員が弱音を吐けるような職場風土を醸成する。
- ・教職員が、毎日、お互いに声を掛け合い、風通しのよい職場環境をつくる。
- ・相互授業参観を通して、お互いのよいところを探すなど、教職員の自己肯定感、自尊感情の高揚を目指した取組を充実させる。
- ・不祥事根絶を図る標語やキャッチフレーズを、教職員から集めて選考し、掲示する。
- ・モラールアップに関する川柳の作成を、定期的実施する。

■管理職による実態把握

- ・わいせつ・セクハラアンケートを定期的実施する。
- ・校内巡視により、教職員と児童生徒との距離感を把握する。
- ・校内の教職員と児童生徒との距離感等の様子について、情報交換する機会を設ける。
- ・異性から見た、同僚教職員の観察や情報収集を通して、不祥事の予兆を未然にとらえる。
- ・校舎内外の環境を点検し、暗い場所や密室になる場所、死角をつくらぬ工夫をする。

誰が不祥事を防ぐのか？

不祥事を防ぐ最後の、そして最大の力は、教職員一人一人の自覚と努力以外にありません。「自分は大丈夫！」と過信することなく、常に「危機感」と「当事者意識」をもち、もう一度、自分自身を厳しく見つめ直すことが大切です。